

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成20年3月27日(2008.3.27)

【公開番号】特開2002-36811(P2002-36811A)

【公開日】平成14年2月6日(2002.2.6)

【出願番号】特願2001-73107(P2001-73107)

【国際特許分類】

B 6 0 C	1/00	(2006.01)
C 0 8 K	3/36	(2006.01)
C 0 8 K	5/5415	(2006.01)
C 0 8 K	5/548	(2006.01)
C 0 8 L	15/00	(2006.01)
C 0 8 L	83/10	(2006.01)

【F I】

B 6 0 C	1/00	A
C 0 8 K	3/36	
C 0 8 K	5/5415	
C 0 8 K	5/548	
C 0 8 L	15/00	
C 0 8 L	83/10	

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月7日(2008.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】架橋ゴム組成物から形成される大型乗物用タイヤであって、

(1)少なくとも、本質的に不飽和のジエンエラストマーとしての官能基化した溶液SBRエラストマーを大部分に含むエラストマーマトリックスであって、該エラストマーが、少なくとも1つの鎖末端において、補強白色充填剤とのカップリングに対して活性な、シラノール基、アルコキシシラン基及びシラノール末端を有するポリシロキサンブロックからなる群より選択される官能基を含有し、かつ前記官能基化したSBRが、-70~-20のガラス転移温度、及び10%~50%のスチレン含有量を有するエラストマーマトリックス、

(2)補強白色充填剤を大部分に含む補強充填剤、及び

(3)補強白色充填剤と官能基化したSBRとの結合を提供する結合剤、を含むことを特徴とする大型乗物用タイヤ。

【請求項2】前記補強白色充填剤が、450m<sup>2</sup>/g未満のBET及びCTAB比表面積を有するシリカである、請求項1に記載の大型乗物用タイヤ。

【請求項3】前記活性な官能基が、シラノール基である、請求項1に記載の大型乗物用タイヤ。

【請求項4】前記活性な官能基が、ジメチルシラノール基である、請求項3に記載の大型乗物用タイヤ。

【請求項5】前記補強白色充填剤が、前記組成物中に20~80phr(前記エラストマーマトリックス100質量部に対する質量部)の量で存在する、請求項1に記載の大型乗物用タイヤ。

【請求項6】前記補強白色充填剤が、 $80\text{ m}^2/\text{g} \sim 260\text{ m}^2/\text{g}$ のC T A B 及びB E T 比表面積を有するシリカである、請求項1に記載の大型乗物用タイヤ。

【請求項7】前記結合剤が、ポリ硫化アルコキシランである、請求項1に記載の大型乗物用タイヤ。

【請求項8】前記組成物が、さらに、前記補強白色充填剤用の被覆剤としてのアルキルアルコキシランを含む、請求項1に記載の大型乗物用タイヤ。